

## 資料 2

多文化共生の推進に関する意見交換会（第2回会合）

平成21年11月6日

【山脇座長】 皆さんおそろいなので、ただいまから多文化共生の推進に関する意見交換会の第2回会合を開催したいと思います。皆様、本日はご多忙のところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、まず最初に、事務局から出席者に関しましてご報告をお願いいたします。

【事務局】 本日はご多用ということで、代理出席の方がいらっしゃいます。まず、神奈川県の川口課長の代理として、羽鹿主幹が来られています。それから、新宿区の山田課長の代理として、小滝主査が来られています。以上、よろしくお願ひいたします。

【山脇座長】 ありがとうございました。犬飼課長は前回参加されていなかったので、最初にごあいさつをいただきたいと思います。

【犬飼課長】 宮城県の国際政策課長の犬飼と申します。前回は議会の関係で欠席させていただきまして、大変申しわけございませんでした。本県は多文化共生という観点でいうと、集住地区も抱えておりませんので、このような場でいろいろな取組をご紹介する立場ではないとは思いますが、集住地区を抱えていない地域のほうは全国では多いとも聞いておりますので、そのような観点から本県の取組をご紹介させていただければと思い、出席させていただきました。

よろしくお願ひいたします。

【山脇座長】 よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入る前に、お配りしております資料の確認をさせていただけます。議事次第のほかに、資料1として、磐田市、大阪市、宮城県の資料、資料2として、第1回会合の議事録（案）が皆様のお手元にあるかと思います。不足等ありましたら、事務局までお知らせください。

それでは、本日の議題であります地方公共団体の取組事例の紹介に移らせていただきます。本日は、本意見交換会における地方公共団体メンバーのうち、磐田市、大阪市及び宮城県の取組事例をご紹介いただきます。それぞれ取組事例のご紹介を、大体15分程度でお願いいたしますし、その後質疑応答の時間も15分ほど取りたいと思います。

それでは、まず磐田市からお願ひしたいと思います。

【村松課長】 おはようございます。トップバッターでとても緊張しておりますが、磐田市について説明させていただきます。

まず1ページをお開きください。「取組事例紹介のポイント」というところで、「1. 地域の現状」についてお話しさせていただきます。外国人住民の特徴ですが、磐田市には南米日系人が大変多く住んでおります。資料の5ページ以降に主要国籍別の外国人の数がありますが、ブラジル国籍の方が一番多く、永住者、日本人の配偶者等とか、定住者という資格で暮らしております。外国人比率は5%なのですが、そのうちの8割ぐらいが日系ブラジル人の方です。

その要因としましては、8ページに「平成18年 工業統計調査（製造品出荷額等）全国ランキング」がありますが、当時磐田市は全国第12位で、物づくりの町としてずっとやってきておりました。磐田市に限らず、静岡県の西部とか愛知県もそうなのですが、輸送機器、車やオートバイ関係の工場が大変多くあります。次の9ページ、「産業分類別製造品出荷額等の推移」を見ていただきますと、下から3つ目の「輸送機械」に一番特化しております。外国人労働者、今は違うかもしれないのですが、特に単純労働者として入ってきた人たちは、流れ作業的なラインの動いている車やオートバイの輸送機器のところで、労働力として大変必要とされております。

地域に関する特性ですけれども、先日もお話ししましたが、磐田市は浜松市のすぐ東隣で、浜松のベッドタウンとまではいかないのですが、ほどよい田舎というところであります。人口17万でありますけれども、自治会活動が大変活発なところで、自治会加入率が外国人住民も含めて83%となっております。外国人だけの加入者数はちょっと把握できないですけれども、このように外国人を含めて自治会に入っている地区がこの南御厨地区というところです。全体を見ても、磐田市全体は自治会活動が活発な地域柄ということが示されると思います。

主な課題と、「2. 多文化施策の全体像」と「3. 代表的な取組事例の紹介」は通じて説明させていただきたいと思います。

2ページに、施策の全体像がございます。磐田市も、総務省で山脇先生が中心になってつくられた多文化共生プランに基づきまして、平成18年に、池上先生のご指導のもとにプランをつくりました。総務省から示されたプランと骨格はほぼ同じような形でつくりましたので、全体像はそれに基づいて記載しております。しかしながら、「主な課題」には、プランをつくったときから3年たちまして、新しい問題もありますので、今現在の課題を

入れてあります。

まず「コミュニケーション支援」ですけれども、主な課題としては情報伝達の手段の確保が難しいということです。それから新たな課題として、いくら情報を多言語にしても、母国語さえも読み書きができない外国籍の人たちがいることがわかりました。磐田市にいるのはブラジル国籍の人たちが多いのですが、ブラジル本国での識字率の低さとか、あるいは新たに日本で育った若者が、ポルトガル語も日本語も話せるんだけれども、書いたり読んだりできない。そういう人たちがいるというようなことを担当者は言っております。

それに対して市では、通訳翻訳員を置いたり、ポルトガル語の広報誌をつくったり、ホームページも翻訳したりと情報の多言語化には努めてまいりました。また、外国人情報窓口というものをつくる、磐田市へ入ってくる入り口で、外国人に対して情報提供をしております。この情報窓口というのは、後で特徴的な取組としてご紹介させていただきます。

「日本語」につきましても、今は外国人の就職が大変厳しい状況ですので、日本語学習意欲が盛んになっており、たくさんの方が日本語を学んでおりますが、磐田市においても 12 団体、21 教室で日本語教室が開かれております。その中の特徴的な取組として、市町村より小さい地域単位のところで、「いわしんバモス日本語！」とありますが、これはまた後ほど説明させていただきたいと思います。

コミュニケーション支援は、プランの一番最初に挙げてありますが、磐田市にとっても一番最初にやりたかったことで、ある程度多言語化した環境が整備されたのではないかと思っております。

次に「生活支援」の住居についてですが、特に問題だと思うのは、過度の集住により起る弊害だと思っております。磐田市で多文化共生を力強く推進している市民の方が、「外国人を 1 カ所に集住させてはいけない」とよく言われますが、確かに過度の集住は日本社会に適応しようとする意欲をなくしてしまうのではないかと思っています。特に過度に集住した地域は磐田市に 1 カ所、先ほど申し上げました南御厨地区なのですが、そこでは自治会を中心にして、「外国人と顔の見える関係づくりを」という活動が平成 16 年ぐらいから生まれました。これは特徴的な取組として後ほど紹介させていただきますが、過度に集住した地域に住んでいる人が「これは困った」ということで、自分たちで立ち上がった自治会がありまして、それが磐田市の特徴として大きなものと言えます。

次に教育で、課題はいろいろあるのですが、概ね外国人の子どもには教育の義務がないという一言に尽きるのではないかと思います。公立学校では学校内のサポート体制とか、

放課後サポート体制を敷いて、外国人の子どもの支援に当たっております。また、市町村より小さい地域単位では、多文化交流センターという建物を建てまして、そこを市民団体に委託しまして、外国人の子どもの放課後サポートを行っております。

それから、磐田市としては不就学児対応として、「虹のかけ橋事業」を文科省やＩＯＭから受託しておりますが、これはもう大変苦慮しております。外国人の人たちに聞きますと、日本の学校へは入れたくないと言う人もいるとか。日本の行政とか日本人の人たちの考えた施策とは一味違うものをやっていかないと、外国人の不就学児対応は難しい問題があるのではないかと感じております。

3ページ、労働環境は磐田市としてはあまりやっていないところで、課題は違法な派遣請負会社の存在等、体制が整っていないところがありますが、ここはもう磐田市として手が及びにくいところです。

次の医療・保健・福祉につきましても、外国人情報窓口で保険・年金制度の説明を行う程度でございますが、特にこの課題として保険未加入者による医療費の不払い問題、市立病院の未払いの4分の1は外国人であるとか、あるいは経済不況により生活保護が急増しまして、前年同期の3倍の外国人の方が生活保護になっている。これはますます増えていくのではないかと憂慮されるところです。

「外国人住民の自立と社会参画」ですけれども、ここは磐田市としても強く思っているところで、今、通訳のあり方を再検討したいと思っております。

次に代表的な取組ですが、先ほど申し上げましたけれども、外国人情報窓口設置というものがございます。11ページに写真が載っておりますが、外国人登録に来た人たちを情報窓口に流して情報提供するという仕組みをつくってあります。それから12ページに、多文化交流センターの外観あるいは中の様子が載っております。

13ページから17ページまでは、先ほど申し上げました磐田市の自治会の多文化共生活動のホームページをここに取り出しております。

18ページは、地元の企業と公民館、自治会、そして市が共同で行っている日本語教室の事例を紹介いたしました。

最後の19ページについては、一見では分かりにくい資料なんですが、外国人の自立に向けて市役所の窓口で、職員も外国人も通訳に頼らないで何とか自力で窓口申請ができるかと思って、平成17年につくったのですが、当時はなかなか普及しませんでした。でも、今年になりまして、もう一度本格的に外国人の自立に向けて方向転換したいという

ことで、こういったものを中心に、通訳に頼らない窓口対応を今模索している状況です。

「4. 残された課題」としまして、不就学児への対応や、外国人の自立がありますが、私たち、ほんとうにすぐ目の前で外国人と接しているといろいろな情報が入ってきます。例えば永住ビザを取ってしまうともう税金を納めなくなってしまうという噂、あるいは医療費未納の3人に1人は外国人とか、生活保護の数の急増とか、こういったささいなこと、特定のことではありますが、これが日本人社会に及ぼす影響はとても大きいものがあると私は思います。そのためにも外国人の子どもにも教育の義務化や、わかりやすい税金体制、永住許可の要件の再考とか、国としての外国人受け入れ体制の整備というものが一番の問題ではないかと考えております。

以上です。

【山脇座長】 こんなにたくさん資料を用意していただいて、発表時間が短くて大変心苦しいのですが、ありがとうございました。

では、質疑応答に移りたいと思いますが、その前に、池上さんがこの地域にかかわりが深いと思いますので、もし補足があればお願ひしたいと思います。

【池上教授】 発言の機会をいただきました池上です。

4ページの「(3) その他」で多文化共生社会推進協議会とあります。私自身はこの会長を仰せつかっているわけですけれども、磐田市の取組を全体像として見たときに、一方の推進力は間違いなく行政の担当部局ですが、もう一方の推進力がこの多文化共生社会推進協議会であることを強調しておきたいと思います。私の手柄を強調するのではなく、そこに集まる市民の皆さんとの本気の取組を強調したいということです。これは協議会という名前はついていますけれども、一種ワークショップ的な運営をしている場です。1つのテーブルを囲んで一人ずつ意見を言う場ではなくて、2つの部会に分かれて、今は地域の部会と教育の部会がありますけれども、その中で皆さんのが議論をするし、場合によってはくじ引きで4人ぐらいのグループを組んで、そこで意見を出し合って皆さんの意見を集約するようなこともやっています。

このようにさまざまな意見を集約する場であるという機能が一つありますけれども、もう一つここで大事なのは、ネットワークの結節点となっていることです。磐田は決して大きな都市ではございませんが、それなりの規模を持っている都市です。例えば子どもの支援をしている人たちもいるし、自治会の活動に熱心に取り組んでいる人もいる。そういういろいろな人たちがこの協議会にメンバーあるいはオブザーバーとして入っていて、そ

こで顔がつながっていくという非常に大きな機能があります。オブザーバーの皆さんもディスカッションの際には一緒に入ってもらっているのがこの会の特質で、プラン策定のときにも市役所の会議と同時に、この推進協議会での会議がとても重要な役割を果たしていました。

【山脇座長】 ありがとうございます。

それでは、皆さんからご質問を受けつけたいと思います。

【甲村室長】 今、池上先生がお話しされた協議会の中で、行政以外の方が具体的な施策というか、事業に取り組んだような具体例はありますでしょうか。

【村松課長】 そうですね。協議会の中に入っているメンバーから生まれたものは、大体、行政が少しあは加担しているのですけれども、先ほど申し上げました自治会の取組が大きなものだと思います。磐田市は平成18年に自治会が総務大臣賞もいただいた活動がありまして、自治会が自分たちが主体になって多文化共生に取り組んでいるというのが大きなものだと思います。

【池上教授】 ちょっと補足します。例えば今回の「虹のかけ橋」を磐田市として進めることになっているんですけども、それをやるかどうかかも、実はこの協議会で議論したんですよ。それも、ただ行政にやってくださいではなく、私たち協議会のメンバーはそれぞれどう関わるかということをじっくり考えて皆さん話をしてくださいと言って、結論としてゴーサインで行こうとなりました。ですから、「虹のかけ橋」のお金をいただくことになったときも、その協議会の中からさらに実行委員会のメンバー、日本人とブラジル人が入ってきて、企画を進めているところです。

【甲村室長】 ありがとうございます。

【山脇座長】 他にいかがでしょうか。

【松本部長】 一番大きな問題は、外国人住民の方の社会底辺化をどうやって防止していくかということだと思います。

1つは日本語もポルトガル語も読み書きができない子が発生しているという実態を踏まえて、今後それに対してどういう手を打とうとされているのか。それと、先ほどの「虹のかけ橋」のお話のときに、日本人の考え方では対応できないというお話があって、そうすると多分、逆に実際の外国人の立場から出てくるようなものを何かつくっていこうとされているのかと思うのですけれども。その辺のところ、底辺化を防ぐために、これから磐田市はどうやって取り組んでいかれるのかをお聞かせいただけます。

【村松課長】 日本語とポルトガル語が話せても読み書きができないというのが不就学の問題につながると思うので、イコール「虹のかけ橋」ということになるんですけれども、私たち行政がいくら事業カリキュラムを組んだり、場所を設定しても、外国人の人たちの感覚でいくとそうではない。例えばチラシ1枚のつくり方についても、日本人がつくったチラシとは違う自分たち独自の、自分たちの目につく、自分たちの心に引っかかるようなチラシのつくり方、呼びかけの仕方があると。「虹のかけ橋」の実行委員会7名、8名の中に外国人の方は3名いらっしゃいますが、そういう意見があります。

ですから、施策に外国人の意見を取り入れることが、その人たちに受け入れられるものとなるためにとても大切になってくると思うのです。今、その「虹のかけ橋」をやるに当たりまして、設置する場所とかチラシのつくり方とか、カリキュラムの応募の方法など、その人たちの意見を大変大切にしています。

【山脇座長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【山田課長代理（小滝）】 不就学児童ですけれども、公立学校または私立学校、民族学校とそれぞれあるかと思うのですが、この不就学児をどうやって掌握できたのでしょうか。

【村松課長】 はっきり言ってその方法はないです。

数年前に教育委員会が調査したときは、景気がこんな状況ではなかったものですから、不就学児はほんの数人しかいなかった。そのときは、外国人登録から公立学校へ行っている子どもと外国人学校へ行っている子どもを引いて、残りを全戸調査したそうです。今はこういう状況になってきっと増えていると思います。

今度、静岡県が不就学の実態調査をやりますので、それに大変期待している部分があります。それから外国人の情報網とかコミュニティーを使って、外国人学校を卒業した子たちや外国人学校を中退した子たちを把握したい。やはりそこにも外国人の考えを入れて、外国人の意見を聞きながら集めたいと考えておりますが、それが非常に難しいです。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。

【平井課長】 自治会の関係ですけれども、多言語でホームページを作っているのでしょうか。また、加入様式はどうか。また、役員になっている外国人がいるかなど、地域の参画をどのようにされているのか。それと、自治会の加入率の把握などについてお願ひします。

【山脇座長】 今の質問に関連して、外国人のみの加入率のデータはないということでしたが、だいたい何割ぐらいが入っているのか、もしわかれれば教えてください。

【村松課長】 さっき申し上げました南御厨地区というのは、県営住宅があって、そこに磐田市の外国人の1割、約800人が住んでいるのですが、その人たちはみんな自治会に加入しています。

【山脇座長】 ほぼ全員ですか。

【村松課長】 共益費を徴収するシステムがあるのですが、それイコール自治会として登録されているんです。そこはそのまま自治会に加入しておりますので、自治会長は外国人ではないんですけども、防災委員とか、あるいは組長とか、組織の小さな長は外国人がやらざるを得ない状況です。そこは2分の1以上が外国人ですから。

【池上教授】 ちょっと補足させてもらっていいですか。私はその団地の自治会の会合に何回か行ったことがあるんですけども、階段ごとに1人、当番を決めるので、出てくる人たちは半分ぐらいが外国の方なんですよ。それで、自治会の会合は日本語とポルトガル語でやっています。私が行ったときの会長さんは日本人でしたが、出てきた役員の中から通訳を出してくれと言って、日本語でしゃべった後にポルトガル語でやって、質疑応答もポルトガル語で出て、またそれを日本語にする。だから、回覧板も原則日本語とポルトガル語の両方をつくって回すということを、自分たちでやっている。

【平井課長】 加入の様式もポルトガル語と日本語があるということですね。

【池上教授】 私はここまで見ていませんけれども、要するに両言語対応をかなり徹底しているということです。

【村松課長】 彻底しておりますね。その地区に自治会が10ぐらいありますけれども、南御厨地区の防災訓練も、公民館まつりも、運動会もすべて日本語とポルトガル語対応で通訳がついてですから、会議は時間が2倍かかりますが、そうやっております。そこが磐田の自治会の多文化共生の発信地です。

【山脇座長】 資料の13ページですね。

【村松課長】 南御厨地区は集住地区なのですが、ほかの地区は散在というか分散地区です。そういう自治会へもこの活動が、目に見えたというよりも意識的に広がりつつあります。取組推進モデル地区などをつくって独自の活動をしております。自治会は、「外国人を無理に自治会に入れなくてもいい」と言います。隣に何という人が住んでいるか、まず隣の人と顔見知りになることから始めればいいというスタンスで活動しています。

【山脇座長】 そろそろ時間が迫ってきたのですが、もう一つだけ質問を受け付けたいと思います。

【川口課長代理（羽鹿）】 日本語教室で企業も関わるということが紹介されているんですけども、企業の巻き込み方とか、どういう働きかけで企業をこの枠の中に入れ込むことができたのかを、もしわかれれば教えてください。

【村松課長】 18ページの「いわしんバモス日本語！」ですね。これも集住地区でつくられた日本語教室なのですが、企業は信用金庫さんです。

【山脇座長】 いわしんというのは、磐田信用金庫ですか。

【村松課長】 磐田信用金庫です。ここは外国人がブラジルへ送金する手続きなんかもやっておりますが、景気後退に伴いまして、自分たちも外国人のために何かしたいという申し出が市にありました。ちょうど地域でも日本語教室をやりたいというのがあります、そこを市が結びつけた形になっております。

【山脇座長】 よろしいですか。まだ質問もたくさんあるとは思うのですが、最後にまとめてディスカッションの時間をとっていますので、申しわけありませんけれども、磐田市の発表に関する質疑はひとまずここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして大阪市の発表をお願いいたします。

【平井課長】 資料1－2となっていると思います。構成は16ページまでが市でつくった資料で、17～19ページが事務局指定の表です。

2ページからになりますけれども、大阪市の人口は今約264万人です。昼間人口がかなり流入している状況があり、124万人ぐらいとかなりボリューム感があるということです。

推進体制ですけれども、人権室の外国籍住民施策担当と政策企画室の国際交流担当との両方でやっています。国際交流担当は国際交流、海外プロモーションであったり、あるいは多文化共生に関連して大阪国際交流センターを持っていますので、施策が相互に乗り入れている部分があります。もともと人権室は、人権の尊重という観点がまずあります、多文化共生についても大きな柱のひとつとしておりますが、いわゆるニューカマーが急増している地域など、地域・区の特性に応じた多文化共生の推進については、最近取組み始めている状況です。

外国人人口は12万1,547名で、総人口の4.6%というところです。全体の人口推移はほとんど変わっていません。構成は、資料3ページで見ていただくと、韓国・朝鮮が8割から7割になって減っています。一方で中国が増えているということになりますので、

この10年では総人口は変わっていないけれども、韓国籍・朝鮮籍を除く人口は約2倍になっています。

それから4ページ、在留資格は、入国管理局のデータになりますが、大阪府の統計では特別永住者、永住者という順番になっています。外国籍住民人口は増加していませんが、日本国籍取得、在日コリアンの高齢化・死亡等の動きの中で、閉鎖をうめる新規登録があるという状況です。

各区の状況ですけれども、6ページを見ていただくと、人口動態が大阪市内でも変わってきたというところがあります。生野区は外国籍住民が3万人以上、4人に1人いるということになりますけれども、ほかも5,000人以上のところが増えてきている状況があります。また8ページに、かなり急増している区域が出ています。5年前と比較して、5%以上、あるいは10%以上、30%以上増えているといった区域があり、特に浪速区は30%以上とかなり人口が増えていますので、外国籍住民が増加しているところとそうでないところがでてきています。今まででは大阪市域レベルの取組み、地域での取組みはありましたけれども、区レベルでの取組なり、地域での取組の必要性は、こういう人口動態から、我々も認識するようになってきたということがあります。

大きな課題はまた後で述べますけれども、今、大阪市で取り組んでいる事業をご紹介いたします。10ページにありますけれども、市政相談、法律相談、あるいはその他相談関係というところで、このように多言語でやっております。三者同時会話ができるトリオフォンを使って多言語対応を行っています。それから、生活情報冊子「エンジョイオオサカ」ですが、これは5言語で、区役所に来られたときに、大阪市における防災、生活、医療であるとかの情報を冊子でお渡しすることにしているところです。あるいはホームページで「リビングインフォメーション」、これは6言語ですけれども、そういうものをホームページにアップしているところです。情報がどれだけ外国人の手元に行くのかという課題はありますが、基本的にこういった情報をベースにしているところに一つの特徴があるかと思います。

日本語の習得支援についてですが、20ページを見ていただくと、大阪市は、差別・貧困という観点があつて、識字の取組が始まり、その土台の上に外国籍住民への日本語の習得支援を行っている特徴があります。従来からの識字学級、社会教育・生涯学習施設における日本語教室等に加え、地域識字・日本語交流教室が開設されていますが、はじめて日本語を学ぶ方を対象に基盤レベルの日本語教室、一教室約20名、2教室をベースに、年

3回から4回ぐらい、市民学習センターで実施されています。

基礎レベルの日本語教室や一部のモデル教室を除けば、これらはほとんどボランティアで運用しています。ボランティアについては、一定の期間育成したり、養成したりしますけれども、運営について、あるいはボランティアに対する課題が言われています。

13ページに戻っていただきまして、「子どもの教育」となりますと、まず国際理解教育。これは当然、日本人の子どもたちへの英語教育であったり、そういうほかの言語も含めて国際理解をするという観点で、教育の中にいろいろ取り入れている部分です。特に2点目、3点目ですが、在日韓国・朝鮮籍の方がが多いですから、民族学級・クラブというものを設置しております。これは週1回程度、放課後ですけれども民族講師が来られて、韓国・朝鮮の言語、文化に慣れ親しむ等の勉強をしているところです。箇所数としては105校になっているかと思います。

それから、帰国・来日についてですが、帰国したが日本語がしゃべれないとか、あるいは中国から戻ってこられた方、来日された方でそういった方が、平成20年度ベースで大体600人ぐらいいらっしゃる。その中で日本語指導が必要である方が263名ぐらいいるということです。学校ベースで見ると、市立小学校が300校と中学校が130校ぐらいのうち、日本語指導を要する学校が136校なので、約30%が学校に日本語指導の児童・生徒が在籍しています。

来日されたときに初期指導ということで、教育委員会の方が学校に行かれて、保護者と面談して、その子の学力なりを考えてどこに編入するのかを決めます。

帰国した子どもの教育センターがあります。これについては小学校が4つ、中学校が4つ、8カ所で帰国した子どもの教育センターとして、学校に専門の先生を置いて、週2回から3回、1回2時間ぐらいで約1年間実施します。これは小学校4年から中学校3年までというところで、今、大体170名ぐらいの方が行っておられます。一方で小学校1年から3年はどうかといいますと、学校に日本語指導協力者を25回を上限に派遣することになっています。これは週2回ぐらいで1回45分、約3ヶ月ぐらい行う。その中で日本語を習得していきます。

母語教室というのも最近やられていて、先ほど教育センターの説明をしましたが、その8校に通って母語の勉強をするような仕組みがあります。タイ語であるとか、フィリピン語であるとか、ポルトガル語、中国語といったものをベースにやっています。

今年度の新規事業についてですが、我々の地域ではコミュニティーの関わりをどうして

いるのかという問題意識があります。特に在日コリアンが多いのですが、ニューカマーもかなり増えてきている中で、どんなふうに生活の中で関わりがあるのか。今までの意識調査は、人権や差別の問題を中心にしてきたのですけれども、そうではなくて、地域において役員になっているのか、どういうふうに日本人とつき合いをしているのかなど、そういう観点で調査をやっています。

資料を直していただきたいのですが、最新の状況では外国籍住民の回収率は36.8%、日本国籍住民は64.0%です。ヒアリング調査は「約」なしの20人ということで、1月末までに一応まとめたいと思っております。有識者の実行委員会と我々が共同でまとめて、また来年、有識者会議で課題出しをして、具体的な取組に結びつけていくと、そういう作業をしていきます。

それと、先ほど区の状況が大分変わってきたという説明をしましたが、区政改革が進み、区が予算を持つようになってきており、主体的に、また独自の取組を行うとともに、職員の意識も変わってきており、平成20年度新規事業として5カ所の区でモデル事業を展開しています。これは区役所が基本となってNPOや地域住民に声をかける、あるいは当事者と協働して進めるものです。たとえば浪速区では、エール学園というのがあるんですけども、その留学生と一緒に、当事者の観点も含めて多言語の防災マップをつくるということで動いている。ほかの区でも、書いてあるような事業をやっています。

17ページの表に戻りますと、主な課題について「多言語の推進」があるのですが、例えばホームページでも多言語のガイドラインがないので、どのような情報をどのような言語で翻訳していくかなどをまとめていかなければならないことが1つ。それと、生活情報が不足していること。さきほど言いました基礎レベルの学習ケアがありますけれども、ボランティアの確保や経費をどう確保するのかということ。

居住の関係は、差別解消の啓発が主になっております。ただ、川崎市がされているような入居支援についての検討も今後考えていかなければいけない。教育の観点では母語支援や継承語支援があります。あるいはルーツを持つ児童への学習支援、これも経費の問題と実際にできるかというところがあり、ボランティアの経費等もありますので、府あるいは国レベルでも構築ができるのだったら、ありがたいと考えています。

あと、労働環境も大阪市としてはなかなかやり切れていないところです。医療・福祉の関係ですが、制度的に無年金の問題が残っており国に要望しております。医療通訳の関係は取組は始まっていないので、これは課題として考えています。また、防災については、

いろいろ災害時の要援護避難支援計画が作られるなどの動きがあるところです。

あとは当事者としての意見反映・参画の方策があります。これはまさに有識者会議もそうですし、あるいは市政モニターに外国籍住民を一定の割合で入れているということも行って、よりいろいろな場で当事者の意見を踏まえたり、集約できるようにというところです。とりわけ、残された課題にも書いているのですが、我々としてはこれまで以上の実態把握をしていく必要がある。どういう形でやるのが一番望ましいのかということについて、施策だけ打っても仕方ないので、より効率的に打つための実態把握と、行政資料の活用に改善の余地があり、そこら辺をもうちょっとつくっていかなければならないという点があります。

それと地方公務員の人事制度、これもいろいろ議論がありますが、消防吏員の採用問題であるとか、あるいは昇任の関係でできていないところがあります。とりわけこれから地域コミュニティーの形成をやっていくに当たっては、制度的な問題とか、権利関係をより整理していくようなスタンスでないと、なかなか地域社会への参画は難しいのではないかという意見もありますので、その辺のあたりの必要性もあるのかと考えております。

時間の関係で端折りながら説明させていただきましたので、質問があれば対応させていただきます。

【山脇座長】 どうもありがとうございました。

それでは、質問を受けつけたいと思います。いかがでしょうか。

【池上教授】 大学の関与、コラボレーションについてお伺いしたいと思います。留学生が防災マップという話は伺ったんですけども、今、多文化共生の推進等を考えたときに、大学側の地域貢献という大きなミッションと非常に親和性の高い案件として、多文化共生という案件があると思います。

大阪にもたくさん大学があると思いますけれども、とりわけ私が伺いたいのは日本語教育の支援といったところで、ボランティア頼みで予算もなくてという話を強調されていたのですが、例えばそこに多少専門的な教育を受けた学生たちが関与するようなことはないのか。あるいはそういう学びの場を大学がオーガナイズしていくようなことはないのか。あるいはそのコラボレーションを大阪市の側が働きかけるということはこれまでやってこなかったのか。うまくいかないとすればそれは何だろうと。大学とのコラボレーションのことを教えていただければと思います。

【平井課長】 市内の大学には、市立大学や私学などいろいろあります。留学生の関係、

支援では、企業関係への就職というのは大阪国際交流センターなどがいろいろやっているのはありますが、今おっしゃられたような留学生に対する支援、生活面の支援も含めて十分ではないと認識しております。大学とのコラボレーション、確かに貴重な社会資源であるとは思います。現在、いろいろと模索しているところですが、具体的な成果に表れるようなところまではきていない状況です。

【池上教授】 ありがとうございます。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。

【甲村室長】 母語支援のことですけれども、学校の放課後にやっていらっしゃるということだったのですが、この母語支援はNPOがやっているのか、それとも行政がある程度関わっているのかということです。愛知県も日本語支援は地域で暮らす以上非常に必要ということで、いろいろと支援しているんですけども、確かに母語の支援も必要ですが、行政が本当にどこまで関わってやれるのかというのが一つ課題となっているかと思いますので、そのあたりを教えていただければと思います。

【平井課長】 センター校というのをさっき申しましたが、中学校と小学校はそのセンター校では、通訳に登録している方と協力して実施しているということです。

【甲村室長】 放課後ですね。

【平井課長】 時間内に実施と聞いています。例えばある学校では中国語とタイ語であったりとか、ある中学校ではフィリピン語とポルトガル語で実施されています。

【甲村室長】 教える講師を教育委員会が派遣しているのですか。

【平井課長】 通訳派遣事業があります。編入時に親と相談するときに、通訳派遣をして、そこで面談するというのをやっていますが、そういう方がいらっしゃるので、そういう方を活用しながら母語の教室をされているということです。

【甲村室長】 ありがとうございます。

【松本部長】 大阪市の特徴としては、オールドカマーがいらっしゃって、その中ずっと政策をやってこられたということだと思います。2つの部署に分かれているということでしたが、多分、オールドカマー向けの施策と、新しく来られた方への施策というのは、かなり違いがあってやってこられたのではないかでしょう。今調査されている部分は、今までの人権とか差別の問題から、ニューカマーが来る中で、どういった生活の中でやっていくかということですが、方向性としては、その2つを融合しようとしているのか、それとも残る部分は残る、そんなイメージなのか。これまではどうてきて、今後どうしてい

こうとしているのかというあたりで何かお話しいただけないでしょうか。

【平井課長】 基本的には、さっき言いました識字の関係などは、以前からかなり古い歴史があり、今も日本語教室をやっているところがあります。それはずっと継続・継承していくべきであると。当然、新たなニューカマーにとって必要な事業であると思います。

それと、さっき言いましたように、情報がちゃんと届いているのかと。いくら多言語で情報提供しても、それを見ているのか見ていないのかわからないというところがあるんです。例えばホームページを多言語化しようといつても、ホームページも見ない人もいる。地域振興会にも、大阪市では入っていない方も、団地なんかではものすごく多くなってきているというのがあります。「エンジョイオオサカ」も、例えば渡してはいるけれども後でそれを見ているのかどうかもありますし、特に先ほど磐田市でありましたオリエンテーションなんかは大阪市ではまだ実施されていません。

だから、まさに来られたときに生活の基本情報をきちっと伝えることと、地域の方との接点を、今は地域振興会に入らなくても構わないけれども、地域の人の顔を見て、「あ、こんな人がいるんだな」ということをお互いにわかるような仕組みみたいなものをつくっていきたいと思っています。出会いの場を自然発生的だとして置いておいても仕方ないので、行政がある程度関与して、あるいはNPOと協働してやる。さきほどの区の多文化共生事業はまさに区が主体となっていますけれども、NPOの力を借りるとか、そういった中で仕組みをつくっていこうとしていますので、21年度もこういう事業をすることで、事業をすること自体ではなくて仕掛けをどうつくっていくかという作業を、区の職員も気づき始めているというのがあるんです。NPOは当然今まで市に頼らなくて自分でやってきてるという自負心を持っておられますけれども、それとうまいことコーディネートすることによってつながりが出てくるのかなと思います。

また、例えばオリエンテーションなど、具体的な事業を進めていく。これは永年日本で暮らしている外国籍住民の方であっても、日本語ができても、転入して新規で来られたときには、大阪市の行政の状況をそこでわかつていただける仕組みにつながっていくと思います。ですから、分離するのではなくて、いいものと新しいものを統合していくという考え方でやっていきたいと私は考えています。

【山脇座長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【村松課長】 1つ教えてください。10ページの「情報提供・コミュニケーション支援」ですけれども、これは国際交流センターに電話をつなぐと、3者で話せるんですか。

【平井課長】 そうですね。電話を区役所にかけてこられたときに、言葉がわからない。それをトリオフォン（3者同時通話）を使って、国際交流センターにかけて、実施日等は異なりますが、それで通訳を介して基本的な情報のやりとりをします。区役所と住宅関係、子育て関係とか税の事務所など、そういったところにトリオフォンを置いています。

ただ、利用件数が少ないのが課題です。あることが知られていないのか、また、区役所職員に利用方法が十分知られていないのではないかと考え、去年も研修をやったんですよ。区役所であれば2ヵ所あるんですけれども、設置場所、使用方法の徹底を含めて。外国籍の方もそれを知っていないのかもわかりません。知っていないと電話してこない。皆さん日本人の方と来られるのか、ホームページで情報を取るかのどちらかでやっているのかもりませんが、このトリオフォンそのものもいろいろやっていますが、どう活用していくのかが課題です。

【村松課長】 これはいわゆる電話の通訳というようなものですよね。

【平井課長】 電話です。だから、今こういうふうに言うのはどう言いますかねというように、大阪国際交流センターの通訳の方が本人に説明していただける、そういう仕組みになっています。

【村松課長】 外国籍の多い区役所なんかには通訳の方はいらっしゃるんですか。

【平井課長】 そういった仕組みにはなっていません。

【村松課長】 置いていなくて利用が少ないのでですか。まあ、確かに韓国、中国の人たちが多いので、昔からいる人たちと新しく来た人で協力するのでしょうか。

【平井課長】 そうですね。病院の話では、言語で困った事は少ないというのもあるんです。りんくう総合医療センターの国際外来などは、先生の話によると、多言語でやることによって患者がものすごく増えてきたということがあります。ですから、ニーズはきっとあるだろうと思うんですけども、日本語がわかる人が一緒に病院に行っている場合、あるいは一緒に来てくださいとの説明になっているのか、その辺がなかなか私たちもつかめていませんが、今やっている生活意識調査の中でも、少なくとも医療関係の多言語であるとか、通訳であるとか、そういったものが必要であるとの意見もあります。

【山田課長代理（小滝）】 外国人が増えてくると、当然その子どもたちも増えてくるかと思うのですけれども、大阪市も基礎レベルの日本語教室をやられているというところで、ほんとうに基礎レベルだけで学校の授業についていけるのでしょうか。どうしても授業についていけない、勉強しないとなると、外に遊びにいく、夜はお父さんお母さんが働いて

いる、どこにも行くところがなくてドロップアウトしてしまうことがある。そのため、新宿区では夜の日本語教室というか学習支援を2年ほど前から始めているんですけれども、そういった子どもの居場所みたいなことを今後考えていくような施策は何か考えてありますか。

【平井課長】 そういう観点での検討まではいっていない状況です。

【山脇座長】 大阪市の場合は政令指定市ということで、実際に区の役割をかなり重視されているとは思うのですが、それぞれの区において多文化共生担当といいますか、所管がどこになるかは決まっているのでしょうか。

【平井課長】 非常に重たい質問ですが、実は有識者会議の中でも推進体制について整備をするべきであると言われています。今まで人権室で進捗管理はいろいろやっているけれども、実際に具体にどう進めていくのかが問題で、区役所を基盤と位置付けたときに、オール大阪市ではなくて区を中心としてどう動かしていくかが必要です。そのときに当然、区の中に推進体制が要るのではないかというご意見もあります。我々もそのとおりだと思うんですけども、現時点では、区の職員の中の意識を変えるというところ、それと区の中で、さっき言いましたモデル事業、あるいは区の中で多文化共生の事業をやり始めていく、区の中で予算を取ってNPOと協働でやっているところがいろいろあると思うんです。

だから、先生がおっしゃるように、区の中のだれかを事務の専管、あるいは兼務をすることもこれは必要かなと思っていますが、現時点ではまだそこまでは至っていない。将来的には、今おっしゃられたような窓口をイメージしていきたい。いろいろ輻輳しているところがありますので、どこか一つ代表となる窓口があるべきであるというのが、有識者会議のご意見ですし、そういう観点で、今事業をいろいろ進める中で、整理もできたらと思います。

【山脇座長】 今年の新規のモデル事業というのは、区の受け皿はどこになりますか。

【平井課長】 区の受け皿は事業によって違うんですね。防災をやるのであれば区民企画になりますし、国際理解とか交流になると地域振興でするとか、事業によって区の中の主体、担当が異なっている現状です。これは区長会で説明して手を挙げてほしいということでお案内申し上げたのですが、結構多く挙がってきました。我々が思うよりも、区の職員のほうが実態をよくわかっていることもある。ただ、計数的、数字的に十分問題がつかめてない。そこをうまく我々と一緒にやることによって、何かつながりが出てくるのかなと。それをする中で、今おっしゃった担当についても、いろいろ一緒につくっていきたい

と思っています。

【山脇座長】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の3番目の発表を宮城県からお願いしたいと思います。

【犬飼課長】 本県の取組を紹介する機会をいただきまして感謝申し上げます。まず資料の確認をさせていただきます。資料1－3とされているパワーポイントの資料、それから宮城県の代表的な取組事例をお配りしております。また、お手元に宮城県のパンフレット、その中に宮城県でつくりました「多文化共生社会推進計画の概要」を挟んでおります。この4つの資料を使いましてご説明申し上げます。

まず初めの5分でこのパンフレットを用いまして、簡単に本県の取組の全体像をご説明いたしまして、残りの10分で代表的な事例を紹介させていただきます。

まず「多文化共生社会推進計画の概要」をご覧いただきますが、本県は全国で初めて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定いたしまして、条例に基づきまして「宮城県多文化共生社会推進計画」を策定しております。条例本文はこのパンフレットの裏表紙に載せておりますので、後ほどご覧ください。

計画概要の左端に、「計画策定の考え方」を書いておりまして、ここでは本計画の基本的な事項を記載しております。この計画は今後の多文化共生推進施策の基本的な方向と取組方針を示すもので、地域の中で暮らす外国人を対象としていることから、住民施策の一環であるという視点が必要であると、これを大きなポイントとしております。

続きまして、パンフレットの本体1ページをご覧ください。宮城県における外国人登録者の状況ですが、平成19年末現在で約1万6,000人と、非常に少ないです。県人口のわずか0.7%でございます。国の総人口に占める割合が、平成20年度は1.74%と聞いておりますので、外国人県民は少ない地域と言えます。国籍別では中国籍が最も多く、以下、韓国・朝鮮籍、フィリピン籍と続いておりまして、アジア諸国が上位を占めています。

在留資格別で申し上げますと、一般永住者と特別永住者を合わせました永住者が全体の34%を占めておりまして、留学と日本人の配偶者等がそれぞれ12.5%。このうち一般永住者と日本人の配偶者等は、本県は36市町村ございますが、県内の全市町村に登録されております。永住や長期に滞在すると想定されます外国人県民等が県内各地に点在して暮らしている、これが宮城県の特徴と言えます。これから私は「外国人県民等」と使いますが、私どもはこれを、現在本県に住んでいる外国籍を持つ人や外国にルーツがある日本

国籍を持つ人ととらえております。より詳しい状況につきましては、パワーポイント資料の2ページから7ページに記載しております。

次に、外国人県民等を取り巻く現状と課題についてご説明申し上げます。パンフレットの2ページをご覧ください。本県では今回の条例や計画をつくるに当たりまして、平成16年度、17年度のみやぎ外国人懇談会、それから18年度にアンケート調査、19年度に実態調査をしておりまして、それらに基づきまして現状と課題を明確化しております。アンケートの内容につきましては、これもパワーポイント資料の9ページから19ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

これらを基に整理した現状と課題が、パンフレットの2ページに記載してございます。ここでは外国人県民等が直面しております現状と課題について、意識、言葉、生活等の観点から6つの項目に整理し、記載しております。

パンフレットの3ページをお開きいただきますと、計画の基本方針及び施策の方向性と事業の取組方針を記載しています。計画の基本方針は、外国人県民等とともに取り組む地域づくり、外国人県民等の自立と社会活動参加の促進、この2つとしておりまして、その実現のためには意識の壁、言葉の壁、生活の壁を解消することが必要としています。意識の壁を解消することで適切な役割分担のもとに、多文化共生へ協働の取組が促進され、外国人県民等とともに取り組む地域づくりが実現していく。また、言葉の壁を解消することで、情報面からの生活の安全・安心が守られ、地域社会への適応力が向上し、さらには生活の壁が解消されると、家庭生活の質が向上するとともに、個々人の能力発揮が促され、外国人県民等の自立と社会活動参加の促進が図られると考えています。

展開の基本的な考え方では、多文化共生施策の推進には関係機関が適切に役割を分担し、ネットワークを構築して取り組むことが必要。それから先ほど来申し上げているように、住民施策という視点から、生活支援の基本的な施策は行政機関が、行政機関による効率的な展開が困難な専門性、先駆性、柔軟性が必要な分野では国際交流協会やN P Oに中心的な担い手となっていただくとしています。単独では実施が難しい取組については、関係機関が相互に補完し合うことをイメージしております。その補完のイメージは、パワーポイント資料の25ページに記載しています。

パンフレットの4ページ、5ページをご覧ください。「施策の方向性と事業の取組方針」では、2ページで整理いたしました現状の課題、この6つの課題に対しましてその解決を図るための施策の方向性と事業の取組方針を6つに整理しております。地域に根ざしたシ

ンポジウムの開催や多言語情報発信提供、日本語講座の充実、専門相談機能の充実、就職支援情報の提供等に取り組むこととしています。具体的な取組内容につきましては、パワー・ポイント資料の20ページに記載しています。それから、施策の効果を測定するために、各項目ごとの評価指標というのもここに整理しています。

パンフレットの6ページをご覧いただきたいと思いますが、推進体制といたしますと、市町村の役割は、外国人県民に最も身近な行政機関として生活に密着した支援を行うこと。それから県の役割、これは全県的、広域的な対応とともに、市町村の取組と促進支援を行うことと整理しています。それから、財団法人宮城県国際交流協会というのがございますが、これを多文化共生センターと位置づけています。

それでは、代表的な取組事例をご紹介させていただきます。実は、国の地震調査委員会等から、今後20年以内に約90%の確率で宮城県沖地震が発生すると公表されておりまして、とりわけ言語や生活習慣、自然環境のことなど、外国人の方にとりましては体験したことのない地震、台風等による自然被害の発生はまさに脅威でありまして、生活の安全・安心を揺るがしかねません。宮城県では現状でお話ししたとおり、県内36のすべての市町村に外国人が点在しておりますことから、災害発生に備えて外国人を支援するという全県的な事業を展開しております。

1ページでございますが、初めに災害時通訳ボランティア整備事業。これは被災した外国人を言語面で支援するための事業でございまして、通訳ボランティアの確保・養成を行って、災害対策本部等からの要請に応じて派遣する事業でございます。現在、13国語、75人の方にご登録いただいております。

次は2ページになりますが、災害時外国人サポート・ウェブ・システム事業。これは気象庁から我々のほうに連絡をいただきます気象地震情報や津波情報、この情報を多言語で自動翻訳したものをウェブサイトに掲載し、またはその情報をメール等で携帯電話に発信するサービスを行う事業です。現在の登録者はまだ少なくて、先ほど外国人が1万6,000人いると申し上げましたが、そのうち1,000人程度です。アクセス件数になりますと約7,400件ということです。

4ページになりますが、災害時に外国人の方々にいろいろな多言語でお知らせする情報、そのための多言語情報シートというものを本県ではつくっておりまして、これの新聞記事です。これは全額(財)自治体国際化協会から助成いただいております。

続きまして、意識啓発の取組です。ご紹介いたしましたとおり、本県では外国人の比率

が低く、一般の県民への多文化共生の意識はまだまだ低い状況でありまして、行政においても同様の状況です。多文化共生を進めていくためには、多様な主体の参画が必要である上、さまざまな行政現場において外国人と接する機会が見られることから、本県では多文化共生の啓発と行政サービスの向上を目指しまして、対象別に保健福祉分野研修会、学校教育分野研修会、市町村研修会、相談員研修会などの研修を開催しています。これらの事業は人権の尊重につながることから、全額法務省の委託費を活用させていただいております。

それから8ページ、多文化共生シンポジウムというものを開催しています。この特徴といたしますと、実はこれまで仙台のみで開催してきたものを初めて地方で開催しております。また、地域で関心の高いテーマ、登米や石巻は女性、仙台市は外国人児童・生徒を探り上げ、また参加人員は小規模としておりまして、参加者との距離を近くしています。アンケートによりますと、参加者から好評を博しております。これも全額法務省の委託費を充当しています。

11ページをご覧ください。外国人相談センター設置事業です。外国人の日常における困りごとに対しまして、先ほど大阪市からもありましたけれども、トリオフォンを使いまして、多言語で相談に応じております。この相談センターに関しまして、12ページに新聞記事が載っていますが、これは本県の外国人相談センターに全国のブラジル人からの相談が続々と舞い込んでいるという記事です。これは元々本県にブラジル人を雇っていた企業がありましたが、企業撤退とともにそのブラジル人が1,000人ほど県からいなくなりまして、その方々が他県で働いているんですけども、この電話番号を知ってかけてきていると。それから、口コミでこの電話番号が広がっているということです。

13ページ、これは宮城県国際交流協会と我々で、今年の大型連休中の新型インフルエンザ、この外国人相談窓口を休み中にも設置しましたというお知らせと記事です。

14ページが外国籍の子どもサポート事業、18ページが外国人支援通訳サポーター育成紹介事業、これは在外外国人が安心して地域で生活できるように、保健・医療機関からの要請に基づいて、通訳サポーターを紹介するというような事業です。これは2009年11月現在で16言語、110名ほど登録いただいております。

20ページになりますが、これはニューカマー生活対応支援事業ということで、宮城県にいらっしゃった外国人県民の方々に対して、保健・医療、防災、ゴミ処理、就労等に関する講座を、公的施設を利用した体験型研修を実施することによりまして、日常生活に關

するより具体的・実践的な情報を広く提供したいということで始めた事業です。

最後に、残された課題をご説明いたします。パワーポイント資料に戻っていただきまして、29ページ、30ページをご覧ください。一番は意識の啓発が何より重要です。そのため広報の強化、シンポジウム・研修会の開催など地道な取組が必要です。2つ目、本県ではまだ喫緊の課題ではありませんが、母国語・母国文化の学習時に関する調査、これはどのような支援をしていったらいいかというような調査や、支援の取組の検討が必要です。

最後になりますが、これこそ今すぐの課題ではありませんが、集住地区というものはあつという間にできて、あつという間に撤退ということもありますので、この辺の集住地区に備えた体制整備、それから我々がどのような取組をしたらいいかというような検討が必要となってきております。

以上が宮城県の多文化共生の推進にかかる取組の概要です。

【山脇座長】 どうもありがとうございました。

それでは、質問を受けつけたいと思います。いかがでしょうか。大変たくさんの方の資料を手際よくご説明していただいたかと思います。

【池上教授】 では、私から。地震のことを教えていただきたいんです。ご存じのように、静岡県でも8月に地震が起きました、おかげ様でそんなに大きな被害ではなかったのですけれども、ついに来たかという意識を私も持りました。その直後、私も幾つかの都市の多文化共生の担当者の方々に、電話で状況だとか対応を聞いたんですけども、どこも同じで、そこまで手が回らないという話でした。例えば、同報無線などでいろいろ細かい情報を回しているのですけれども、それに多言語対応がありましたかと聞くと、それはもう全くないと。

宮城県の場合も海岸線が複雑ですので、とりわけ津波の心配、あるいはそれについての情報提供は非常に重要性が高いかと思うんです。宮城県の場合にも同報無線等を備えた町はかなりあると思うんですけども、ここで紹介されたようなウェブシステムとはまた別の、ある種アナログ的な同報無線での情報提供などについて、ご検討はされているのかどうか。あるいは先駆的な事例があるのかどうか。これはいかがでしょうか。

【犬飼課長】 今申し上げましたように、確実に地震が来るということで、我々はいろいろな取組はしているのですが、対外国人に対する取組というと、それほどまだいろいろ取り組まれている状況ではありません。宮城県は昨年地震も経験しておりますが、その際には、我々は出勤いたしますとすぐに外国人住民等の被害状況を調査いたしましたが、そ

れも市町村に依頼する形になりますので、状況把握というのはなかなかできない状況です。

まず地震であれば、被害状況把握、あとは集会所に外国人の方がいるかいないかとか、そこから始まりまして、いれば先ほどのような通訳サポートーを送るなど、事後の対応の検討はされています。一方で、津波に対しまして外国人の方に多言語で防災放送をするとか、そのあたりのことについては、必要性は感じているのですが、現実はまだ具体的な取組は検討されていないという状況です。

【池上教授】 ありがとうございます。

【山脇座長】 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

【松本部長】 具体例として、外国籍の子どもサポートセンターの活動ができてきた経緯を聞きたいのですが。宮城県の場合は、外国人が散在している中で、例えば文科省には外国人の教師を置く指針がありますが、それとは別に、こういうシステムを用意されているのではないかと思います。そういう経緯というのは、散在性みたいなことと何か関係があるのかということを含めて、このシステムがどうやって立ち上がってきたのか、あるいはシステムが実際どう動いているのかというお話を聞かせていただければと思います。

【犬飼課長】 外国人の児童・生徒を受け入れている学校に対して、教員の加配というのがありますて、外国人児童・生徒一人一人に応じた日本語指導の充実というものについては、従来から努められています。しかし、本県の場合、例えば小・中学校は369校ほどございまして、日本語指導の外国人生徒が、学校数でいうと58校、人数でいうと96人で、1校当たりの日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は1人とか2人です。なかなか1人、2人に対しての加配というのは非常に難しい状況にもありますので、現状に応じまして、要望がある都度、先ほどの事業をご活用いただいてご支援しているという状況にございます。

【松本部長】 この事業自体は、県の主導でつくられていったシステムということになりますか。

【犬飼課長】 この事業は、宮城県国際交流協会の事業になります。本県の外郭団体で宮城県国際交流協会がございまして、国際交流事業と多文化共生事業の主なものは、この宮城県国際交流協会に我々のほうで事業を委託しておりますが、宮城県国際交流協会自身でも自主事業がございまして、これは宮城県国際交流協会の事業ということでやっております。

【山脇座長】 この事業が始まった時期はいつ頃でしょうか。結構以前からやっていた

ような気がします。

【犬飼課長】 平成18年度から実施しています。

【山脇座長】 では、ほかのご質問を受けつけたいと思います。いかがでしょうか。

【平井課長】 2点あります。大阪市でも府市連携、府と政令指定都市の間で、いろいろ連携をしながらやるということを当然視野に入れていかなければという観点もあるのですが、宮城県では、県と市町村の間で、市町村の現状の役割であるとか、あるいは担当であるとか、そこら辺の状況がどうなっているのかを教えていただきたいのが1点です。

それと、今日も韓国の法務省の人と、国際結婚の点で大阪市はどうなっているんだという話をしました。仲介業者の関係とか、どういう形でどういうふうになっているのか、ちょっと大阪市域ではつかめていないんです。宮城県では農村地帯における結婚などがあつて、資料では最近ちょっと減ってきているようなのですが、その状況が現在どうなっているかについて教えていただきたいと思います。

【山脇座長】 今の2つ目の質問に関連して、私も今回の参加者の中で、宮城県の特徴として、外国人が分散居住していることの背景に、国際結婚によって、日本人の配偶者として暮らしている方々が多いと思いますので、そのあたりの宮城県の現状といいますか、特徴をもう少しご説明いただければと思います。

【犬飼課長】 では、後のご質問からお答えします。宮城県に国際結婚で来られている方は非常に多いんですね。外国人県民の男女の割合ですと、国際結婚で来ていますのは女性の方の割合が非常に多いです。それで、各市町村に点在しているのですが、非常に特徴的なのは、郡部ですね。合併しておりますが内陸部にある登米市、去年地震がありました栗駒の栗原市、それから古川の大崎市です。このような旧郡部に日本人の配偶者としていらっしゃる外国人の方がとても多いです。そういう地域は意識も高いということで、先ほどご紹介したシンポジウムでも、登米市で特に女性というテーマでシンポジウムを行ったりしています。

市町村ではこういう方からの相談が非常にふえております。相談内容も最初は言葉ができないという段階ですが、その後になりますと子どもが生まれましたとか、家庭内で非常に深刻な状況に陥っていますとか、だんだんそういうことになってきておりまして、各地におきましては、そのような複雑で深刻な問題を、地域において市町村の担当者の方が解決していかなければならぬというようになっているところです。

そういうこともあり、市町村との役割分担という関係でいいますと、これは先ほどのパ

ワーポイント資料の25ページをご覧いただきたいのですが、現状、ある市のみにおいてすべての外国人に対する取組を提供するというわけにもいきませんし、外国人から寄せられる要望全部に対応はできませんので、おののの主体が相互補完関係になっています。一番下にあります宮城県国際交流協会、これが宮城県におきましては実質一番、多文化共生に取り組んでいる実績があります。それから、一番上の市町村国際交流協会にも実績がございます。この両国際交流協会からいろいろな機能を補完していただきまして、全体の要望におこたえしている状況です。宮城県におきましても、本来は県がやるべき内容につきまして、宮城県国際交流協会からの機能補完を受けておりまし、市町村におきましては市町村国際交流協会・NPOによる機能補完となってございます。

さらに県や宮城県国際交流協会でご支援させていただいております。仙台市のような政令指定都市では、大体のことが自前でできております。また、仙台市の場合は留学生の方が多いとか課題も違いますので、そういうところについては独自の取組で対応できているということもございます。

資料24ページのほうをご説明しますと、真ん中に県民及び1万6,000人の外国人県民と表記していますが、これに対して現在一番支援をしていただいて太い双方向の矢印になっているのが市町村国際交流協会・NPOでございます。その次に宮城県の国際交流協会。我々の、多文化共生は住民施策、県民施策であるという考え方からすれば、市町村なり県の役割というものはもう少しきちつと果たすべきだろうと考えております。ということで、将来というところでは、市町村と県の矢印が少し大きくなっています。

それからネットワークということでいいますと、今はまだこのネットワークが細いんですね。この輪が将来では太くなっています、これは連携と共存のネットワークということで、先ほど磐田市からもございましたが、宮城県多文化共生社会推進連絡会議なり、そういうものを県が音頭をとってつくらせていただきまして、この辺はお互いの取組内容のいろいろな情報提供なり内容の照会とか、連絡を密にしながら連携の輪を太くしていくと考えてございます。

【山脇座長】 よろしいですか。どうもありがとうございました。

まだご質問があるかもしれません、ひとまずここで宮城県の発表に関する質疑応答を終わりたいと思います。

続いて、残った時間があと20分ほどありますので、この時間を使って本日の3つの自治体に共通した質問、あるいはまたそれぞれ個別の自治体の取組に関してでもいいのです

が、改めて振り返って少しディスカッションをしたいと思います。

いかがでしょうか。

**【甲村室長】** 今の宮城県の説明に関わるんですけれども、代表的な取組事例の12ページに、ポルトガル語電話相談サービスに愛知県からも相談が寄せられるとの新聞記事がありまして、すごくお世話をかけてしまったなと思いました。愛知県も多文化共生センターをつくっておりまし、それから相談のみでなく、相談者とともに解決に向けて動いていくような多文化ソーシャルワーカーの同行支援もしていますので、またもし何かありましたら、そんなところも紹介していただけたらと思っております。

それで、宮城県が多文化共生関連の条例をつくられたというのが非常に先駆的でありますし、すごいことだなと思います。まず県民の意識を変えていくのが重要ということもあると思うんですけども、この策定後の効果とか、県民からとか、特に事業者も含めて手ごたえというか評価のようなものがわかれれば、教えていただけたらと思っています。

**【山脇座長】** ありがとうございました。

条例制定による効果といいますか、あるいはインパクトといいますか、まだ数年しかたっていませんけれども、現時点での評価のようなものをいただければと思います。

**【犬飼課長】** なぜ条例をつくったかというところですが、これは為政者が変わっても約束事としてきっちりやると、その覚悟でございます。計画の中でのみ対応していれば、トップの方針なり、そのときの事情事情でいろいろ変わることもあると思うのですが、条例にし、その条例にする過程で県議会も含めた議論があるというところで、広く県民にも我々の思いをお知らせしたと考えています。また、計画の方も、この条例に基づく計画としておりますので、ある覚悟を持って計画をつくっているところでございます。ただ、こういうものは行政がつくったからといって、県民の方々皆さんにすぐにご理解いただけるものではありませんし、非常に残念な話になりますが、例えば計画をつくるに当たり、我々がパブリックコメントを聴取しても、なかなか一般の方々から集まらないようなこともございます。

我々は今、この条例なり、計画をつくった上で一番の課題と考えておりますのは、先ほどの大阪市の時にも話がありましたが、こういう取組が、ほんとうにちゃんと皆さんに伝わっているのだろうかというところです。まず0.7%の外国人の方で、それからもう一つは、残り99.3%の県民にはどうか。今回の計画の中には県民の責務というのも書いておりまして、外国人のためだけでなく、一緒に暮らす日本人も含めた、お互いの計画にな

っているのですが、日本国籍の方々にもそれがきちっと伝わっているのかなというところが、我々は今非常に課題だなと考えております。覚悟を決めた上でこれから一生懸命取り組んでいくというところです。

【甲村室長】 ありがとうございます。

【池上教授】 今の関連ですが、パブリックコメントのことについて、浜松市世界都市化ビジョンの改定をしたとき、私はその有識者会議の座長を仰せつかったんですけれども、とても面白いことが起きました。

1つは、ある中学校の先生が、総合の社会の時間でしょうか、選択で受ける社会の時間に、パブリックコメントを取り上げたんですね。その中学生の子どもたちがものすごくたくさん意見をくれました。世界都市化ビジョンは、僕たち、私たちが大人になったときの浜松の未来像だよねということで、中には思いもつかないような指摘もあって、参考になったんです。

よくニュース・イン・エデュケーション、NIEと言いますけれども、パブリックコメント・イン・エデュケーション、PIEとこういう考え方もできるのではないかと。とりわけ子どもたちとか若い世代に关心があるようなものについて、むしろ行政の側から学校に働きかけて取り上げてもらって、子どもたちの意見を聞く。あるいは子どもがそれを家に持ち帰って親と一緒に考えるような押し出し型のパブリックコメントの利用というのも必要かなと思って、浜松は非常にうまくいったというのがあります。

【山脇座長】 それは大学生でも考えられますか。

【池上教授】 考えられますね。

それからお聞きしたいのは、外国語でパブリックコメントの基になる資料を出しましたかというところです。例えばポルトガル語で出したかとか、中国語で出したかということです。それをやってさらに、例えばブラジル人であればブラジル人が読むような媒体、新聞であるとか、あるいはインターネットラジオ等で「今、こういうパブリックコメントがありますよ」というのをインタビューしてもらって知ってもらうという方法もある。ただ、ホームページでアップしただけではなかなか見てもらえない。もっと意見をいただくための積極的な押し出し型の営業というか、それが必要なのかなと一般論としては思いました。

【山脇座長】 今の点はいかがですか。パブリックコメントは日本語での発信でしょうか。

【犬飼課長】 計画のパブリックコメントにおきましては、計画案の分量が膨大でござ

いましたので、概要をわかりやすく2枚にまとめまして、この資料を英語と中国語に翻訳しましてホームページにアップいたしました。また、条例制定時におきましても、条例案の概要をわかりやすく図式化した資料を作成しております、これを英語、中国語、韓国・朝鮮語に翻訳してホームページにアップいたしました。

【山脇座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。あるいは今の点に関してでもよろしいですが。

【松本部長】 先進的な取組で条例をつくられて、計画をつくられるという形になっていると思うのですが、それが人口比率で言うと0.7%という宮城県でなされたというところが先進的なのかなと思います。例えば集住都市であれば、確かに実態として学校に生徒がたくさん来て困っていて、これを何とかしなきゃいけないということになりますが、住民が集中して住んでいる、そういった必要性から出てくるのとはちょっと違うイメージかなと思います。その辺、こういった先進的な条例なり計画づくりという形での取組をどうスタートさせたのかという経緯を教えていただければと思います。

【犬飼課長】 実は、前の知事が福祉に非常に力を入れておりまして、障害者差別撤廃条例というものを検討していました。その過程の中で差別というのは障害者に限らず、いろいろなところであると。外国人に対しても差別とまでは言いませんが、偏見なり、それから外国人にとっての暮らしにくさもあるだろうという中で、懇談会等で山脇先生にもいろいろご協力いただいて、その一連の中で外国人が暮らしやすい宮城県をつくるにはどうしたらいいかという検討がなされてまいりました。その検討の最終的なゴールとして、先ほど申し上げましたように、議会審議を経た上で条例化し、我々はそれに基づく計画を進めていくという形にすべきだということで、外国人の人数は多くなく、集住地区もありませんでしたが、条例なり計画をつくって進めているところです。

【山脇座長】 私は当時の条例策定懇話会の座長でしたが、一言で言えばトップダウンで、知事の一声が非常に大きかったという印象を持っています。実は制定の途中の段階で知事が交代しました。だから、もしかしたらと、若干心配になったのですが、次の知事にも支持をしていただいて制定に至ったという経緯だと思います。

【平井課長】 議会への説明上の苦労とか、反対者への対応とか、そんなことはなかつたのでしょうか。

【山脇座長】 実は、その懇話会自体に議員も2名入っていただきました。そういった意味では議会への説明もかなり慎重にされて、当然議会を通るときには審議でいろいろ質

問が出たんですけれども、確かに特に制定に反対するような意見は出なかつたと聞いています。

ほかにいかがでしょうか。

【赤松室長】 皆さん的事例を聞きながら、考えさせられることが非常に多かつたのですが、今回は1点、外国人の意見をいかに伝えて聞くかということに関して皆さんのお話をうかがいたいと思います。

まずは、情報を伝えようというときに、いかにして外国人に伝わる内容にして、システムとして伝えていくのか。もう一つは、外国人でなく日本人に対して外国人のことをいかに伝えていくのか。

おそらく伝える側の問題として、行政というのは相手に伝わるか伝わらないかは別にして、伝えるという行為をしたことで何となしに満足しているという部分があって、それが実際に伝わっていなくて問題になることがあると思います。そこら辺は皆さんどういうご苦労をされてきたのか。

もう一点、外国人から意見を聞かなければいけません。先ほどの磐田市の発表でもありました、施策は外国人が望んでいることを踏まえてやらないと、存在しないのと一緒にですが、個々の外国人に直接意見を聞くわけにもいかないでしょうから、それもある意味でシステムをつくらないといけないと思います。

意見や情報を伝えて聞くというようなことをシステム的に考えていく上で、何かご苦労をされているようなところがあればご意見をうかがいたいと思います。

【山脇座長】 村松さん、いかがでしょう。

【村松課長】 こちらは伝えているつもりで、いろいろと提供しているのですが、読まれないことがあります。もう外国人情報窓口で口頭で伝えようと思ったくらいです。たしか文部科学省も入国する外国人の方向けにいろいろな情報を書いた冊子をつくられたと思うのですが、あれをどれだけの外国人の人たちが読むのかと、私はとても疑問に思います。与えても読まない、そこをどうしたらいいのかと悩んでいるところです。

例えばヨーロッパでは市民権のテストがあるというような話も聞いたこともあるのですが、そういうふうにある程度はやることも必要かと思います。それと、外国人の意見を聞くというシステムは磐田市としてはまだしっかりできていません。さっき池上先生がおっしゃった、協議会の中に外国人の代表が入っていたり、外国人向けの市政懇談会のようなものを集住地区で開いて意見をいただいたりしていますが、それがシステム化されている

か、体制としてなっているかというと、そこはなっていないです。

【山脇座長】 平井さん、いかがですか。

【平井課長】 伝えることの重要性はひしひしと感じております。国の情報と市の地域情報はまた状況が違うと思いますが、最近、やはり資料が多いんですね。読まない、わからないというようなことになる。大阪市の「エンジョイオオサカ」も本当に読んでもらっているかどうかということがあるのでけれども、その把握が十分でない。行政がこうなりますよとやってもなかなか読んでもらえないので、例えば地域レベルでオリエンテーションをやって、生活の中で「こういうのがあるんですよ」というような、地域レベルで、僕らもまだできていない取組があると思います。また、そういう場所で地域の住民の方と何か出会いがあると、こここの自治体に住んでいるんだ、地域住民なんだという意識を実感して、そこから逆に税を払うとか、権利義務関係の問題の整理が出てくると思います。制度面での保障がないとなかなか大変だと思いますけれども、システムとしては、そんな流れになるのではないかと思います。伝えるという意味では、例えば多言語であったりとか方法論はいろいろあると思うんですけれども、それはそれぞれのやり方でやつたらいいので、大阪市でもそういうものをやっていけたらと思います。

それと、当事者の意見を聞くのは、大阪市でも有識者会議があります。そこには、在日コリアンの方の関係の問題があれば韓国・朝鮮の方を入れるとか、あるいはブラジルの方を入れる。一方で、よく言われている住民会議、代表者会議という形もあり、それぞれデメリット、メリットがありますので、そこら辺の効果をそれぞれ自治体の中で考えるべきだと思います。大阪市の有識者会議は、まだ公募型にはしていないですが、一定人数は公募も入れるべきであるとの意見もあり、今後は有識者会議の中に公募でそういった方を入れていくことなどを検討していく必要性もあるかと。市民であると同時に有識者であるという人を入れていく中で、行政として必要な意見を大きくするところになっていくのかなと思います。

【山脇座長】 犬飼さん、いかがでしょうか。

【犬飼課長】 外国の方に、我々がいろいろ考えていることをお伝えするのは、外国人の方との接点が一番重要だと思っておりまして、例えば外国人登録にいらっしゃった際とか、母子保健の関係でいろいろご相談に見えられた場合とか、あとは先ほどの困りごとでいろいろ相談に来られると。そういう際にいろいろな情報を1対1でお伝えできればというところで、我々としては市町村なり、そういう接点の業務をされている方に、県の立場

としてはお願いしたいと考えております。

それからもう一点については、県の立場としては、個々の生の意見を吸い上げて全体的な内容にしていく必要があるって、それについてはアンケートなり有識者会議というところから、聴取したいと思っています。一方で、そういうまとまった、角の全部取れてしまった意見というよりは、本県の1万6,000人の方々ということであればまだ数も少ないので、先ほどの接点において個々の意見がほんとうに我々の所まで上がってくる仕組みをつくっていきたいなと思っています。

ですから、情報を提供するに当たっても、その接点の方々からお願いしたいと思っていますし、情報を吸い上げるに当たってもそういう接点の方々からいただきたい。そういうことで、今、市町村の方々にいろいろご協力を願いしたいと考えているところです。

【山脇座長】 ありがとうございます。

【池上教授】 外国人の皆さんにどう情報を伝え、彼らの声をどう聞いて施策に反映していくかという今のポイントは、私もとても関心を持っているところです。

1つは、伝えるということについてですけれども、私が2006年に浜松市、2007年に静岡県でやった外国人調査についての経験をお話しします。対象者はブラジル人が多いんですけども、その場合も今一番使っているメディアはインターネットなんです。ですから、インターネット上にコンパクトな情報を載せるというのが一つ重要だと思います。インターネットはどうしても便利なので、全部の情報を載せてしまうんですけども、全部載せるとなかなか見ないですね。全部見たい人は見られるようにしていいけれども、そのエッセンスは何なのかというコンパクトな情報がインターネット上にあるというのはとても大事だと思います。

もう一方で、インターネットにアップすればそれで終わりかというとそうではなくて、そこに情報があるよということを耳で入れるのが実はすごく大事です。さっきも言いましたけれども、FMラジオとか多言語のラジオなんかで、例えば「こういう変更がありました」、「今、情報がインターネット上にあります」というようなことを流す。当事者がよく聞くメディアでもって流すと、それを聞いて関心を持った人は見るんですね。アップするだけでなく簡潔な情報としてアップする。さらにその存在を耳で聞くような機会を設けていくのが大事かなと思っています。

私はオーストラリアで、インドネシア人コミュニティーの調査をしているんですけども、そこでも同様のことを感じます。インドネシア福祉協会というところが、いろいろな

オーストラリアの移民向けサービスの変更をインドネシア人の移民に伝えるんですけれども、そのときに対面型で勉強会みたいなのもやるんですね。「インフォメーション・デイ」というんですけども、それ以外にもインターネット上で変更情報をアップする、さらに週に一、二回やっているインドネシア語の放送で担当者が出演して、インドネシア語でインタビューを受けるんです。それで、「今度こういう変更がありました、詳細はここを見てください」というようなことを言うと、関心がある人は見ると。そんなやり方が効果的だという印象持っています。

それから、次に声をどう聞くかということですけれども、2つあると思うのですが、1つはコミュニティーの中心にいる人たちの声を聞くことで、例えばメディアにいる人たちや、私、浜松市議会議員の有志と勉強会をやっているんですけども、そういうやり方がある。もう一つはアンケートの自由記述というところに、実はお宝がいっぱいあります。今年も2009年に静岡県で調査をやっていますけれども、その自由記述を見ると、生の声が聞こえてくるので、ぜひアンケートは数字だけでなく、自由記述の分析も必要だと思います。

【山脇座長】 ありがとうございました。

そろそろ時間が迫ってきました。あと、まだご発言したい方。お願いします。

【甲村室長】 すみません。愛知県の事業報告は次回にさせていただくのですけれども、日にちが間に合わないので、この場でちょっと宣伝させていただきます。愛知県では、外国人の生の声を聞くということで、「外国人県民愛知会議」というものをやっております。その中で昨年、分野を絞って、行政への提言書をまとめてもらいました。今年はさらに提言書を深めまして、その外国人からの提言について、11月28日に名古屋駅前の愛知県産業労働センターで行うフォーラムで活動報告をします。外国人からの声を聞くと、日本人側が思いもしなかった意見が出てきまして、気づかされることが非常に多かったです。

もう一つ、ブラジルの委員の方が、皆さんブラジルというと、サンバとかカーニバルのことしか言わないけれども、ブラジルはもっと違う文化や歴史があるとおっしゃいます。そういうことを正しく知ってほしいので、このフォーラムの席上でブラジルとミャンマーの方から文化・歴史の紹介などもしてもらいます。小学生の作文発表もあります。

それからもう一つ、今年度の事業で、共生に向けたミーティングということで「多文化共生実践モデル事業」をやるんですけども、コミュニティーの中に入り込んで、自治会の人も含めてミーティングをし、外国人の意見を聞く、日本人側の意見も聞くということ

で、共生に何が必要かというようなミーティングをやっていきたいと思っております。これはまだ今始めたばかりですので、また今後ご報告ができたらと思います。

【山脇座長】 ありがとうございます。今のフォーラム、チラシはありませんか。

【甲村室長】 愛知県の多文化共生推進室のホームページに載ってございますので、ぜひご参加いただけたらと思います。

【山脇座長】 ありがとうございます。

ほかに何かなければ質疑はここで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

最後に、資料2に第1回議事録（案）がございますが、事務局から皆さんに既に確認をしていただいて修正済みだと思いますので、こちらを近日中に総務省のホームページに公開掲載をしたいと思っておりますので、申し添えます。

あと、事務局からの連絡事項がありましたらお願ひいたします。

【事務局】 長時間ありがとうございました。次回ですが、12月上旬という予定をさせていただいております。日程についてはまた改めて調整させていただきたいと思います。また、次回残りの3つの自治体、神奈川県、愛知県、新宿区ということでご発表をお願いしたいと思っております。まだ開催日が決まっておりませんが、大体1週間ぐらい前を目途に資料を集めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、今回の議事録に関しても、同様に照会をいたしまして、また次回に最後確認していただきまして公表するというやり方にしたいと思います。第1回のホームページ公表が遅れておりましてまことに申しわけないのですが、できるだけ早く出していきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

【山脇座長】 ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以上